

## 訪問介護・訪問型サービス利用料金表

## ◎基本料金

身体介護が中心の場合	
20分未満	163単位
20分以上30分未満	244単位
30分以上60分未満	387単位
60分以上90分未満	567単位
30分追加毎	82単位
生活援助が中心の場合	
20分以上45分未満	179単位
45分以上60分未満	220単位
通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	97単位
身体介護に引き続き生活援助を行なった場合	
20分以上	65単位
45分以上	132単位
70分以上	195単位
訪問型サービス（倶知安町、ニセコ町の定める単位）の場合	
(Ⅰ) 週1回（1か月につき）60分未満	1, 176単位
(Ⅱ) 週2回（1か月につき）60分未満	2, 349単位
(Ⅲ) 週3回（1か月につき）60分未満	3, 727単位

## ◎加算料金等

夜間加算（午後6時から午後10時まで）	所定単位数×25%
早朝加算（午前6時から午前8時まで）	所定単位数×25%
初回加算 （初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合）	200単位/月
緊急時訪問加算（訪問介護に限る） （利用者・家族から要請を受けてケアマネジャーが必要と認め、サービス提供責任者が訪問を行う。又訪問介護員が居宅サービス計画書にない身体介護を行った場合）	100単位/回
生活機能向上連携加算（Ⅰ） （訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に訪問し両者の共同による訪問介護計画を作成する場合）	100単位/月
口腔連携強化加算 （事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合）	50単位/回

※介護報酬告示額に、介護職員処遇改善加算（所定単位数に最大で13.7%加算）

※介護報酬告示額に、介護職員特定処遇改善加算（所定単位数に最大で4.2%加算）

※介護報酬告示額に、介護職員等ベースアップ等支援加算（所定単位数に最大で2.4%加算）

